

# 円高対応特別融資概要

東京都産業労働局金融部金融課

## 1 目的

円高が続く中、収益が圧迫され、資金繰りが困難となるなど、都内中小企業の経営環境が厳しさを増している状況を踏まえ、事業活動に支障を受けている都内中小企業の経営の安定を図る。

## 2 対象

都内に事業所（住居）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種を営み、原則として法人税（個人については所得税）または事業税を納付している中小企業者及び組合であって、円高により、次のいずれかの影響を受けているもの。

ア 売上高等の減少又は減少が見込まれる。

イ 売上総利益率又は営業利益率の低下又は低下が見込まれる。

## 3 概要

(1) 資金用途	設備・運転資金
(2) 金額	1億円（組合については2億円）
(3) 貸付期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）
(4) 貸付利率	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 但し、責任共有制度の対象外となる場合は、以下の利率が適用される。 融資期間 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内

## (5) 保証人及び物的担保

### ア 保証人

連帯保証人を要する。この連帯保証人は、法人（組合を除く。）では代表者個人とし、組合では原則として代表理事とする。ただし、個人事業者については、原則として不要。

### イ 物的担保

この融資を含め保証合計額残高が、8,000万円以下のものは原則として無担保とし、8,000万円を超えるものは必要に応じて物的担保を要する。

## (6) 信用保証

ア 東京信用保証協会の信用保証を要する。

イ 信用保証料は東京信用保証協会の定めるところによる。

なお、従業員数が製造業等20人（卸売業、小売業、サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の中小企業者に対しては、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。

## 4 融資申込書類

「経営一般」該当届（円高）

## 5 対象期間

平成22年12月6日から平成23年3月31日までに東京信用保証協会が申込みを受け付けた分

## 6 申込受付機関

東京都産業労働局金融部金融課、取扱指定金融機関、東京信用保証協会ほか

以 上